

平成 29 年度

# 監 査 報 告 書

定 期 監 査  
財政援助団体等監査

名 寄 市 監 査 委 員

# 目 次

## 【定期監査】

1	監査の種類	1
2	監査の範囲	1
3	監査の期間	1
4	監査の対象	1
5	監査の着眼点	1
6	監査の方法	1
7	監査の結果	1

## 【財政援助団体等監査】

1	監査の種類	5
2	監査の範囲	5
3	監査の期間	5
4	監査の対象	5
5	監査の着眼点	5
6	監査の方法	5
7	監査の結果	5
(1)	財政援助団体監査「名寄市社会福祉協議会」	7
	「名寄市福利厚生会」	7
(2)	公の施設の指定管理者監査「名寄美装工業株式会社」	8
	「株式会社名寄振興公社」	8

名監査第 16 号  
平成 30 年 2 月 21 日

名寄市長	加 藤 剛 士 様
名寄市議会議長	黒 井 徹 様
名寄市教育委員会委員長	梅 野 博 様
名寄市選挙管理委員会委員長	佐々木 順 秀 様

名寄市監査委員	上 田 盛 一
名寄市監査委員	佐々木 寿

平成 29 年度監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項及び第 7 項の規定に基づき、平成 29 年度監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。

# 定期監査

## 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査

## 2 監査の範囲

平成 28 年度(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)に執行された、収入・支出・契約・財産管理に関する事務、その他これらに関連する事務。

## 3 監査の期間

平成 29 年 7 月 3 日から平成 30 年 1 月 31 日まで

## 4 監査の対象

市民部、経済部、教育委員会、会計室、風連国民健康保険診療所、選挙管理委員会

## 5 監査の着眼点

- (1) 予算の執行、収入、支出及び契約の事務は適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。

## 6 監査の方法

名寄市監査基準（平成 18 年監査委員訓令第 3 号）に基づき、収入・支出・契約・財産管理に関する事務、その他これらに関連する事務等の関係書類の提出を求め、条例・規則などとの照合、審査を実施し、必要に応じて関係職員の説明を求めました。

## 7 監査の結果

平成 29 年度の監査計画に基づき、課ごとに監査を実施しました。

対象事業については、おおむね適正に処理されていると認められましたが、一部事務処理については改善、注意を要する事項がありました。また、現金収納については、一部改善を求めました。

課ごとの監査結果は、次のとおりです。

## (1) 市民部

### 【環境生活課】

狂犬病予防注射済票の交付に係る事務委託契約が自動継続となっておりますが、毎年度契約すべきです。また、「甲」「乙」ではなく「受託者」「受注者」とし、契約者の住所は記載すべきです。 【注意】

名寄市指定ごみ袋等保管・配送業務について、仕様書と見積書の内容が一致していません。 【注意】

その他事務処理において注意すべき事項は、共通注意事項に記載のとおりで、面接監査で訂正済みであることを確認又は指導済みです。

### 【市民課・税務課・消費生活センター】

事務処理において注意すべき事項は、共通注意事項に記載のとおりで、面接監査で訂正済みであることを確認又は指導済みです。

### 【地域住民課】

改善・検討・注意すべき指摘事項はありません。

## (2) 経済部

### 【農務課、農業振興センター】

名寄市農産物簡易加工処理施設管理業務委託契約において、受託者が業務処理責任者を市に通知することとなっておりますが、契約書どおり履行されていません。 【注意】

その他事務処理において注意すべき事項は、共通注意事項に記載のとおりで、面接監査で訂正済みであることを確認又は指導済みです。

### 【営業戦略課】

名寄市観光キャラクター使用規則に文言の誤りがあり、内容が不明確になっています。また、申請書等には使用期間を記載すべきです。 【注意】

名寄市お試し移住住宅利用契約書に、賃借者の押印がありません。 【注意】

名寄観光交流振興協議会へ交付した補助金が、そのまま「北の天文字焼きギネス挑戦を支える会」に負担金として支出されているのは不適切です。 【注意】

その他事務処理において注意すべき事項は、共通注意事項に記載のとおりで、面接監査で訂正済みを確認又は指導済みです。

### 【耕地林務課、交流推進課】

事務処理において注意すべき事項は、共通注意事項に記載のとおりで、面接監査で訂正済みであることを確認又は指導済みです。

### (3) 教育委員会

#### 【市民文化センター】

産業廃棄物処理に関する契約について、適正な事務手続きを経ず契約を締結しています。また、契約締結後の報告・決裁もありません。契約者が名寄市民文化センター館長となっていますが、市長とすべきです。 【注意】

現金収納については、会計規則第31条第3項に基づき収納するよう改善すべきです。 【改善】

その他事務処理において注意すべき事項は、共通注意事項に記載のとおりで、面接監査で訂正済みであることを確認又は指導済みです。

#### 【学校教育課、生涯学習課、名寄市公民館、スポーツ・合宿推進課、風連生涯学習担当、風連公民館、風連 B&G 海洋センター】

事務処理において注意すべき事項は、共通注意事項に記載のとおりで、面接監査で訂正済みであることを確認又は指導済みです。

#### 【智恵文公民館】

改善・検討・注意すべき指摘事項はありません。

### (4) 会計室

#### 【会計課】

事務処理において注意すべき事項は、共通注意事項に記載のとおりで、面接監査で訂正済みであることを確認済みです。

### (5) 風連国民健康保険診療所

#### 【事務課】

現金収納については、会計規則第31条第3項に基づき収納するよう改善すべきです。 【改善】

その他事務処理において注意すべき事項は、共通注意事項に記載のとおりで、面接監査で訂正済みであることを確認又は指導済みです。

### (6) 選挙管理委員会事務局

事務処理において注意すべき事項は、共通注意事項に記載のとおりで、面接監査で訂正済みであることを確認又は指導済みです。

### (7) 共通注意事項

- ア 起案文書や起工決議書に、記載不備、添付書類不足。
- イ その他書類に記載等の不備、書類不足。

- ウ 記載事項等の訂正方法が不適切。
- エ 専決権者の誤り。(特に、検査職員の任命及び業務担当員の指定)
- オ 報告書等に決裁なし。
- カ 支払及び精算遅延。

# 財政援助団体等監査

## 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

## 2 監査の範囲

平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）において、名寄市が交付した補助金、交付金、委託料に係る出納その他の事務。

## 3 監査の期間

平成 29 年 11 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日まで

## 4 監査の対象

### (1) 財政援助団体監査

対象補助金等	対象団体	所管部課
名寄市社会福祉協議会運営補助金	名寄市社会福祉協議会	健康福祉部社会福祉課
福利厚生会交付金	名寄市福利厚生会	総務部総務課

### (2) 公の施設の指定管理者監査

公の施設	指定管理者	所管部課
名寄市北国雪国ふるさと交流館	名寄美装工業株式会社	総務部企画課
体育センターピヤシリ・フォレスト	株式会社名寄振興公社	教育委員会スポーツ・合宿推進課

## 5 監査の着眼点

### (1) 財政援助団体監査

- ア 補助金、交付金その他の財政援助の決定は、法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- エ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- オ 補助金等交付団体への指導監督は適時適切に行われているか。
- カ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

### (2) 公の施設の指定管理者監査

- ア 指定管理者の指定は適正、公平に行われているか。
- イ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ウ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

- エ 事業報告書の点検は、適切になされているか。
- オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- カ 指定管理者の経営状況の把握に努めているか。

## 6 監査の方法

監査の対象部課から監査資料の提出を求め、これらの事務が適正に執行されているかについて、主に書類の監査と面接により実施しました。

## 7 監査の結果

監査結果は、次のとおりです。

## (1) 財政援助団体

### ア 名寄市社会福祉協議会

#### (ア) 監査対象部課

健康福祉部社会福祉課

#### (イ) 補助金等の内容

##### a 補助金の名称

名寄市社会福祉協議会運営補助金

##### b 財政援助の目的

人件費及び事業実施にかかる経費を補助することで、より一層の事業の充実が図られ、地域福祉の推進が見込まれる。

##### c 補助の根拠条例等

名寄市補助金等交付規則

##### d 補助金額

32,590,000 円

#### (ウ) 監査の結果

名寄市社会福祉協議会運営補助金に係る出納その他の事務は、提出された出納関係書類及びその他の事務関係書類について監査した結果、おおむね適正に執行されていることを認めます。

### イ 名寄市職員福利厚生会

#### (ア) 監査対象部課

総務部総務課

#### (イ) 補助金等の内容

##### a 補助金の名称

名寄市職員福利厚生会補助金

##### b 財政援助の目的

会員の共済並びに福利厚生を図るため。

##### c 補助の根拠条例等

名寄市補助金等交付規則

##### d 補助金額

2,819,400 円

#### (ウ) 監査の結果

名寄市職員福利厚生会補助金に係る出納その他の事務は、提出された出納関係書類及びその他の事務関係書類について監査した結果、おおむね適正に執行されていることを認めます。

## (2) 公の施設の指定管理者

### ア 名寄美装工業株式会社

#### (ア) 監査対象部課

総務部企画課

#### (イ) 指定管理の内容

##### a 公の施設

名寄市北国雪国ふるさと交流館

##### b 設置目的

山形県鶴岡市藤島、東京都杉並区等との地域文化交流活動や物産交流活動等の発展、促進に向けた拠点とするとともに、市民や職員の新たな交流の場として設置する。

##### c 設置根拠条例

名寄市北国雪国ふるさと交流館条例

##### d 指定管理委託料

3,840,000 円

#### (ウ) 監査の結果

名寄市北国雪国ふるさと交流館の指定管理に係る出納その他の事務は、提出された出納その他関係書類により監査したところ、おおむね適正に執行されていると認めます。

### イ 株式会社名寄振興公社

#### (ア) 監査対象部課

教育委員会スポーツ・合宿推進課

#### (イ) 指定管理の内容

##### a 公の施設

体育センターピヤシリ・フォレスト

##### b 設置目的

市民の心身の健全な発達とスポーツ活動の普及振興を図るため。

##### c 設置根拠条例

体育センターピヤシリ・フォレスト条例

##### d 指定管理委託料

15,337,000 円

#### (ウ) 監査の結果

体育センターピヤシリ・フォレストの指定管理に係る出納その他の事務は、提出された出納その他関係書類により監査したところ、おおむね適正に執行されていると認めます。